

オンライン資格確認システムについて

当院はオンライン資格確認システムを導入し、「マイナンバーカードを健康保険証として利用できる」診療体制を備えております。

2024年6月より、下記の「医療情報取得加算」を算定します。(マイナンバーカードをご提示いただいた場合、医療機関がオンラインで患者情報を確認でき、問診等の業務負担が減ると考えられるため、患者様の窓口負担が軽くなります)

マイナンバーカードをご提示、医療情報提供に同意していただいた場合

医療情報取得加算 2：初診料算定時に 1 点

医療情報取得加算 4：再診料算定時に 1 点

従来の保険証をご提示いただいた場合

マイナンバーカードをご提示されたが、医療情報提供に同意されなかった場合

医療情報取得加算 1：初診料算定時に 3 点

医療情報取得加算 3：再診料算定時に 2 点

オンライン資格確認システムでは、マイナンバーカードを健康保険証として(以下マイナ保険証と呼びます)利用するものです。処方された薬の履歴や過去の特定健診情報などの提供に同意をしていただくことにより、重複のない速やかな、より良い医療の提供体制を目指すものです。

マイナ保険証利用へのご協力をお願いいたします。

〈よくある質問〉

Q1. マイナ保険証を作る(マイナンバーカードと保険証の紐づけをする)には？

- ① 医療機関や薬局に設置された顔認証付きカードリーダーを利用する
- ② スマートフォンにインストールした「マイナポータルアプリ」を用いて紐づけする
- ③ セブン銀行 ATM を利用する
- ④ 各市町村に設置された専用窓口を利用する

Q2. 従来の保険証はそのまま使えますか？

現在お持ちの健康保険証を継続して利用することは可能です。

ただし、2024年12月2日をもって、従来の保険証の**新規発行は終了**となります。

また、「福祉医療受給者証」等の医療券も、マイナンバーカードに紐づけして発行する自治体が増えていくと予想されますので、今からマイナ保険証の利用に慣れておくのもよいのではないのでしょうか。

Q3. マイナ保険証は毎回必要ですか？

はい、その通りです。医療機関受診の度にカードリーダーにかざしていただきます。その際、処方薬履歴・検査結果履歴などの医療情報提供に同意するか否か、毎回確認されます。（直近1か月以内の履歴については、マイナポータルのシステム内に反映されていない場合があります。お薬手帳もお持ちいただくと安心です）

Q4. 顔認証が必要とのことですが、小さい子どもでも大丈夫でしょうか？

お子様のお顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も許されています。

また、4桁の暗証番号も利用できますので、小さいお子様の顔つきの変化による認証困難があったとしても、マイナ保険証は問題なく使用できます。（ただし、暗証番号は3回連続で（都度ではなく通算です）間違えるとロックがかかってしまいます。お住いの市町村窓口でのロック解除および初期化等の手続きが必要となりますので、お気を付けてください）

Q5. マイナンバーカードは持ち歩いていいのですか？

大丈夫です。キャッシュカードと似たような感覚です。

Q6. マイナンバーは人に見せてもよいのですか？

マイナ保険証は受付窓口に提出するものではなく、ご自分でカードリーダーにかざして読み取らせるものです。

医療機関においては、患者様の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的にマイナンバーカードを預かること、表面をコピーして保管することが許可されています。（裏面をコピーしたり、マイナンバーを書き留めたりすることは禁止されています）

Q7. マイナンバーカードを落とししたり紛失したりした場合、どうしたらいいですか？

- ① マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 に連絡し、機能停止の手続きを行います。
- ② あわせて、警察に遺失・盗難届を出し、受理番号を控えておきます。
- ③ お住いの市町村でマイナンバーカード再発行の手続きをします。

Q8. 個人情報の流出が心配です。

マイナンバーカードの IC チップにはプライバシー性の高い個人情報（税や年金など）は記録されていません。また、マイナンバー制度は、個人情報を 1 か所に集めて管理するものではありません。行政機関や医療機関などの窓口では、その手続きに必要な情報に限ってアクセスすることが許可されています。不正に情報を読みだそうとすると、IC チップが壊れる仕組みになっています。